

放課後児童クラブと放課後子ども教室の概要（H29. 4. 1 現在）

	放課後児童クラブ	放課後子ども教室
根拠法令等	児童福祉法	放課後子ども総合プランに基づく仙台市の実施要綱
目的	昼間保護者が就労等により家庭にいない小学生児童に、放課後の遊びや生活の場を提供	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等の小学校施設等を活用 ・子どもの居場所の確保 ・児童にスポーツ・文化の体験学習、地域活動、交流活動の機会や学習の場を提供 ・自ら学ぶ力を身に付け、地域で子どもをはぐくむ環境の充実
運営主体	仙台市が児童館管理運営団体(公益財団法人ひと・まち交流財団、NPO 法人等) を指定管理者として指定	仙台市から各小学校区の運営委員会(学校、PTA、地域団体等) に委託
対象児童	昼間保護者が就労等により家庭にいない小学1～4年生の児童及び障害を有するなど特別な支援が必要な小学5年生の児童	<ul style="list-style-type: none"> ・当該小学校に在籍する原則小学1～6年生の児童(各教室によって異なる)
開設日	日曜・祝日及び年末年始を除く毎日	<ul style="list-style-type: none"> ・平日の放課後や土曜日、長期休業日に実施(各教室によって異なる)
開設時間	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜～金曜：放課後～18:00(延長利用の場合は19:15まで) ・土曜：9:00～17:00(延長利用無し) ・学校長期休業日(土曜除く)：8:00～18:00(延長利用の場合は19:15まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平日：授業終了時～下校時間(一般的には冬季以外17:00、冬季16:30) ・休業日の活動時間については別途設定
開設場所	児童館・児童センター	小学校内の図書室、特別教室、体育館等
開設箇所数	111 館(179 箇所)	27 教室
利用料金	<ul style="list-style-type: none"> ・基本料：3,000 円 ・延長利用分：1,000 円 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則無料 ・活動内容に応じて実費相当額を徴収する場合有。
所管	子供未来局児童クラブ事業推進室	教育局生涯学習課